授業料等減免認定申請書

様式１

（大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書）

※この申請書は「両面印刷して」お使いください。

　　年　　月　　日

帯広畜産大学長　殿

　私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

◆　この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。

◆　授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、帯広畜産大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が帯広畜産大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

◆　現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　申請者 | フリガナ |  | 入学年月 | 　　　年　　月入学 |
| 氏　名 |  |
| 生年月日 | （西暦）　　　　年　　　　月　　　　日生　（　　　　歳） |
| 現住所 | 〒　　　　　－　　　　　　　　　　都道　　　　　　　市区府県　　　　　　　町村 |
| 携帯番号 | （携帯が無ければ連絡のつく電話番号でも可） |
| 所属学部・課程等 |  | 学籍番号(又は受験番号) |  |
| 学　年 |  | 昼間・夜間・通信の別 | ☑ 昼 |
| 過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(＊) | （学校名） | （期間/月数）　年　月～ 　年　月／ 　月 |
| 過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。　　 | ある　　・　　ない |
| 機構の給付奨学金に関する情報（いずれかの□に✔印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。）※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | 予約採用の申込を行った者【給付奨学金申込の“受付番号”，又は決定通知の“登録番号”】 | 【番号】＊2020年4月新入学１年生のみが対象（要決定通知コピー） |
| □　　 | 在学予約採用の申込を行った者【給付奨学金申込の“受付番号”】※後日“審査結果通知”のコピーを提出します | 【受付番号】＊2019年11月～12月に申し込んだ本学在学生が対象 |
| □ | 2020年4月に在学採用の申込を行う者（2020年4月本学の学部学生対象）※後日“審査結果通知”のコピーを提出します | 記載なし（チェックのみ） |

 |

申請書の作成あたっての注意事項

イ　大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の認定が遅れる等の原因になります。

給付奨学金の申込みを行わず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙１の提出が必要です。更に、本学に編入学した学生であって、編入学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が２つ以上ある場合は、あわせて別紙２の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙１及び２の提出は不要です。）

なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ　「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。

ハ　過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

二　入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。

ホ　申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。